

仕様書

1 委託業務名称

「京の伝統文化体験事業 親子でも！ようこそ和の空間」企画運営業務

2 履行期間

契約日から令和5年2月28日まで

3 委託金額の上限

金 6, 000, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託料の支払条件

本実行委員会において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、
留意すること。

6 事業概要

(1) 目的

本事業を通じて、感性豊かな子どもが、質の高い文化芸術に直接触れ、また、日本人としてのアイデンティティの基礎となる伝統文化や生活習慣を体験することにより、京都の文化芸術を支え、継承と想像をしていく次世代の「担い手」「支え手」となる若者を育成する。

さらに、休日等に親子等を対象とした事業を実施することで、伝統文化の教育の重要性について、親世代にも知ってもらい、家庭内における文化芸術への関心や理解を深める機会にもつなげる。

(2) 概要

市内在住の小学5年生～中学生及びその保護者を対象に、休日等を活用し、能楽堂などの本格的な舞台で「能」「狂言」等の伝統芸能の魅力に触れる公演鑑賞事業を実施する。

なお、特設サイトにおいて学習コンテンツを公開し、伝統芸能の魅力や楽しみ方についての事前学習をすることにより理解を深める。

7 事業内容

京都で活躍する芸術家による伝統芸能の公演鑑賞を実施する。

(1) 分野

能、狂言、日本舞踊、邦楽など

(2) 講師

(1)の分野において京都で活躍する芸術家

(3) 対象

京都市内在住の小学5年生～中学生及びその保護者

(4) 開催時期

土日、長期休暇等、親子等でも参加できる開催日時とする。

(5) 人数及び回数

1日2公演（午前と午後に実施）で計300人程度

8 委託内容

(1) 公演鑑賞

ア 事前学習コンテンツの作成業務

「能」「狂言」等の伝統芸能に関する基本知識などを事前学習するためのコンテンツの作成、WEB サイトで発信

イ 講師派遣業務

事業実施に係る関係団体への講師依頼、派遣、調整、謝礼の支払い等の業務の実施。

ウ 運営業務

会場設営、全体進行等の会場運営、事前申込受付、道具レンタル、購入、新型コロナウイルス感染症対策の実施、会場施設との連絡調整、その他体験事業に必要な業務の実施。

(2) その他事業の実施に係る業務

ア 広報業務

チラシ、SNS、メディアを活用した効果的な PR を行うこと。

イ 実績報告書作成業務

業務終了後、速やかに事業の概要（記録写真を含む。）及び経費支出状況をまとめた事業報告書を提出すること。また、参加者へのアンケートの実施、集計

ウ その他

イベント保険の加入、事業全体の進捗管理、連絡調整、人員確保、計理処理、業務の総括。事業全体の受付対応、イベント実施日の問い合わせ対応。

(3) 留意事項

会場使用料、印刷物製作費、印刷費については、経費の積算には含まないこと。講師謝礼は1人につき35,650円/日、外部指導への謝礼は5,200円/時間を原則とし、その金額を超える場合は別途理由を付すこと。

9 提出物

(1) 広報印刷物、資料等

データ及び書面等により、作成後速やかに提出

(2) 実施報告書

出展終了後、データ及び書面により、速やかに提出

※報告書については事前に案を作成し、本実行委員会の承認を得た後に本成果物として提出すること。

(3) 業務完了届及び請求書

業務終了後、書面により速やかに提出

(4) その他指示するもの

9(1)～(3)のほか、本実行委員会からの指示に応じて本業務に関する資料を提出

10 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本実行委員会が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用、個人情報を漏洩しないこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、本実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本実行委員会の担当者に確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

11 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

12 その他

本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本実行委員会が定めるものとする。